



六管区水路通報第22号

令和4年6月10日

第六管区海上保安本部

【目次】

| | | | | | | |
|-------|------|----------------------|---|---|---|----------|
| 第282項 | 瀬戸内海 | 播磨灘、鹿久居島南方、鶴島 至 大多府島 | ・ | ・ | ・ | 海底線撤去等 |
| 第283項 | 瀬戸内海 | 播磨灘西部、牛窓港 | ・ | ・ | ・ | 海底線敷設 |
| 第284項 | 瀬戸内海 | 小豆島、内海港付近 | ・ | ・ | ・ | 防波堤築造工事 |
| 第285項 | 瀬戸内海 | 高松港 | ・ | ・ | ・ | ヨットレース |
| 第286項 | 瀬戸内海 | 高松港及び付近 | ・ | ・ | ・ | ヨットレース |
| 第287項 | 瀬戸内海 | 宇野港 | ・ | ・ | ・ | 浮棧橋存在 |
| 第288項 | 瀬戸内海 | 水島港 | ・ | ・ | ・ | 掘下げ作業 |
| 第289項 | 瀬戸内海 | 水島港 | ・ | ・ | ・ | 掘下げ作業 |
| 第290項 | 瀬戸内海 | 水島港 | ・ | ・ | ・ | 揚土作業等 |
| 第291項 | 瀬戸内海 | 尾道糸崎港付近、百島西岸 | ・ | ・ | ・ | 地盤改良工事 |
| 第292項 | 瀬戸内海 | 壬生川港及び付近 | ・ | ・ | ・ | 水路測量 |
| 第293項 | 瀬戸内海 | 壬生川港及び付近 | ・ | ・ | ・ | シーカヤック大会 |
| 第294項 | 瀬戸内海 | 呉港付近、音戸ノ瀬戸 | ・ | ・ | ・ | 捨石撤去作業 |
| 第295項 | 瀬戸内海 | 広島港、第1区 | ・ | ・ | ・ | 重量物荷役作業 |
| 第296項 | 瀬戸内海 | 広島港、第3区 | ・ | ・ | ・ | 環境調査 |
| 第297項 | 瀬戸内海 | 広島湾、能美島西岸 | ・ | ・ | ・ | シーカヤック大会 |
| 第298項 | 瀬戸内海 | 広島湾、柱島北西方 | ・ | ・ | ・ | 海上訓練 |
| 第299項 | 瀬戸内海 | 屋代島、小泊湾 | ・ | ・ | ・ | 魚礁設置 |

◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

また、航行警報もインターネットで入手できます。

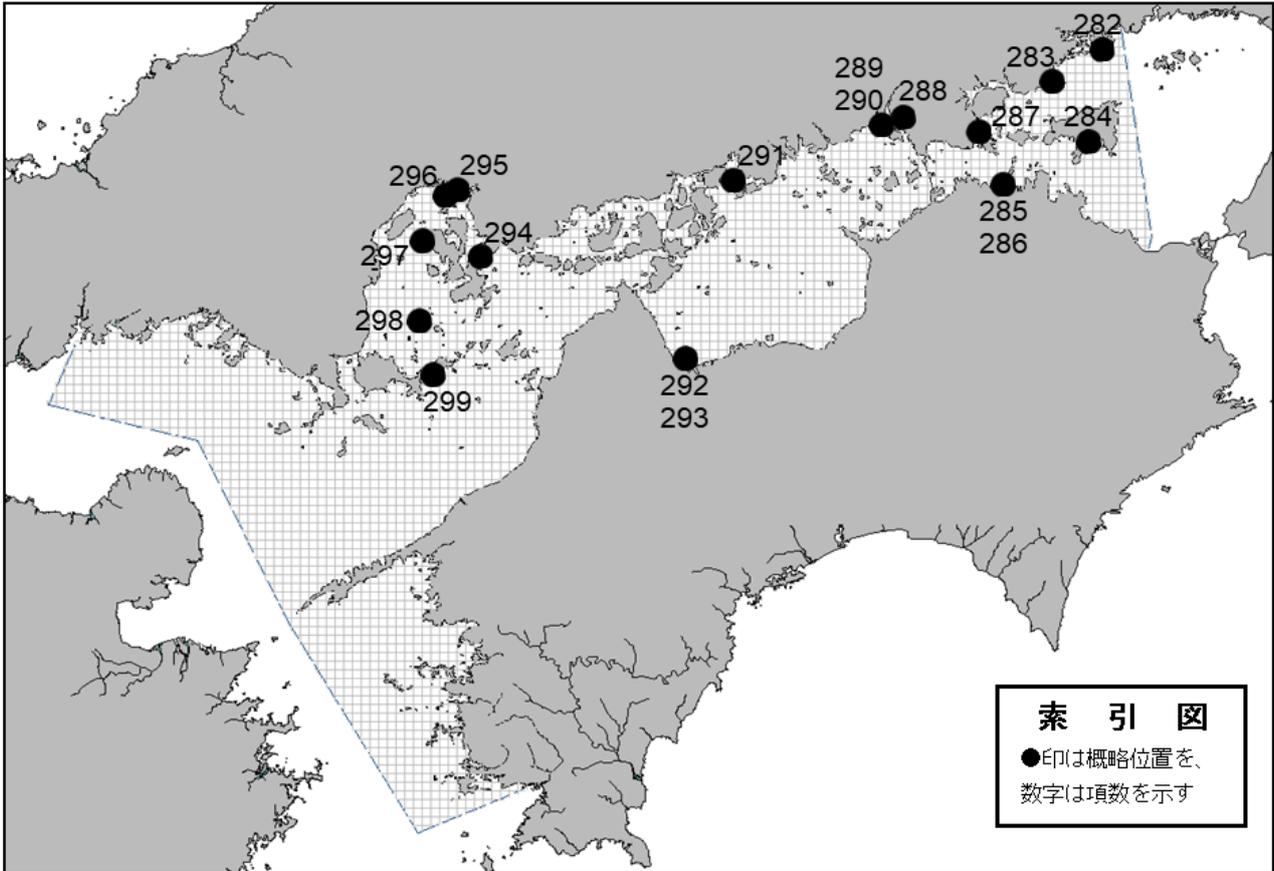
インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

～ 海の事件・事故は 118番へ ～



★4年282項 瀬戸内海 — 播磨灘、鹿久居島南方、鶴島 至 大多府島 海底線撤去等

1. 海底線撤去

区域1 3地点を結ぶ線上

- (1) 34-41-46N 134-19-11E(岸線上)
- (2) 34-41-15N 134-18-01E
- (3) 34-41-10N 134-18-02E(岸線上)

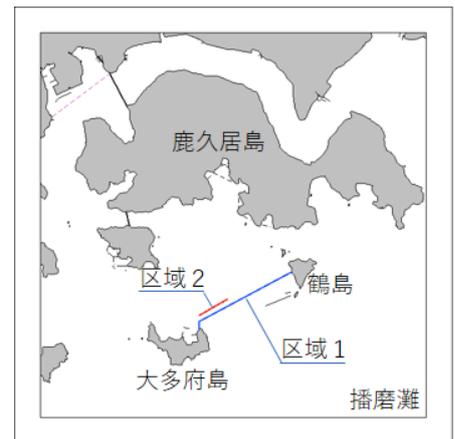
2. 廃棄海底線存在

区域2 2地点を結ぶ線上

- (1) 34-41-29.0N 134-18-22.6E
- (2) 34-41-18.8N 134-18-01.3E

海図 W1115-W1114-W150B-W106-
JP106

出所 第六管区海上保安本部



★4年283項 瀬戸内海 — 播磨灘西部、牛窓港 海底線敷設

- 区域 5地点を結ぶ線上
- (1) 34-36-44.1N 134-10-22.1E(岸線上)
 - (2) 34-36-45.6N 134-10-20.8E
 - (3) 34-36-46.0N 134-10-17.3E
 - (4) 34-36-48.1N 134-10-13.7E
 - (5) 34-36-49.1N 134-10-12.6E(岸線上)

海図 W1114
出所 第六管区海上保安本部



★4年284項 瀬戸内海 — 小豆島、内海港付近 防波堤築造工事

期間 令和4年6月13日～10月31日の0800～1700

区域 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-28-03N 134-16-14E
- (2) 34-27-57N 134-16-12E
- (3) 34-27-59N 134-16-04E
- (4) 34-28-03N 134-16-06E

- 備考 (1) 夜間、作業船は区域内に停泊し、アンカー位置に白色灯付浮標を設置
(2) 潜水作業を伴う
(3) 警戒船を配置

海図 W137A-JP137A
出所 第六管区海上保安本部



★4年285項 瀬戸内海 — 高松港 ヨットレース

期間 令和4年6月18日、19日(予備日20日)の0900～1730

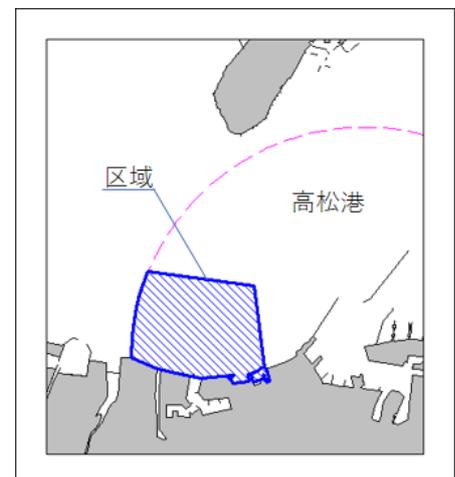
区域 3地点を結ぶ線及び陸岸並びに港界により囲まれる区域

- (1) 34-21-52N 134-01-37E(港界線上)
- (2) 34-21-46N 134-02-27E
- (3) 34-21-14N 134-02-32E(岸線角)

- 備考 (1) 区域内にコースを示す浮標を設置
(2) 警戒船を配置

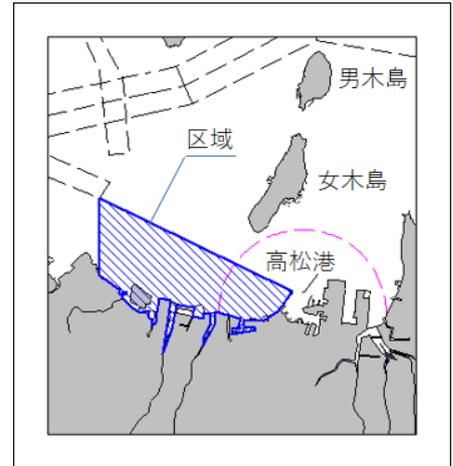
海図 W1125-W137A-JP137A-W153-JP153

出所 高松港長



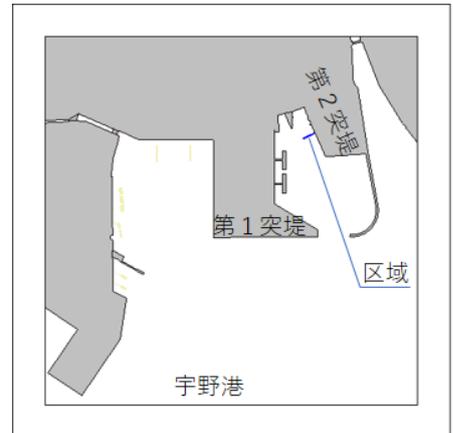
★4年286項 瀬戸内海 — 高松港及び付近 ヨットレース

期間 令和4年6月12日の0800~1500
 区域 3地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-21-58N 133-58-53E(岸線上)
 (2) 34-23-23N 133-58-52E
 (3) 34-21-42N 134-03-06E(防波堤先端)
 備考 (1) 区域内にコースを示す浮標を設置
 (2) 警戒船を配置
 海図 W1125-W137A-JP137A-W153-JP153
 出所 高松港長



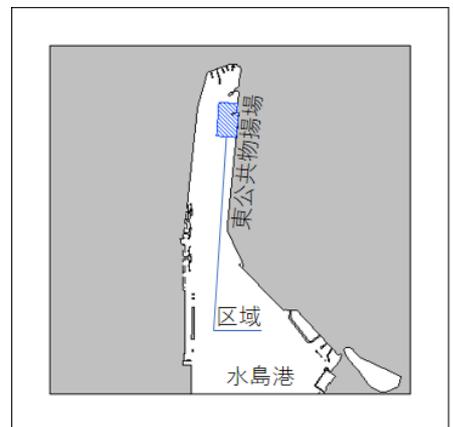
★4年287項 瀬戸内海 — 宇野港 浮棧橋存在

区域 2地点を結ぶ線を中心とする幅約2mの区域
 (1) 34-29-33.8N 133-57-20.1E
 (2) 34-29-34.3N 133-57-21.4E(岸線上)
 海図 W154
 出所 第六管区海上保安本部



★4年288項 瀬戸内海 — 水島港 掘下げ作業

期間 令和4年6月23日~9月16日(予備日を含む)の日出~日没
 区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-31-18.8N 133-44-22.5E(岸線上)
 (2) 34-31-19.0N 133-44-18.5E
 (3) 34-31-24.5N 133-44-19.0E
 (4) 34-31-24.3N 133-44-22.7E(岸線上)
 備考 (1) 作業はグラブ浚渫船(スパッド式)で実施
 (2) 夜間、作業船は区域内に停泊し、作業船の四隅に黄色灯を設置
 (3) 警戒船を配置
 海図 W1127A-JP1127A
 出所 水島港長



★4年289項 瀬戸内海 — 水島港 掘下げ作業

期間 令和4年6月27日～8月31日(予備日を含む)の日出～日没

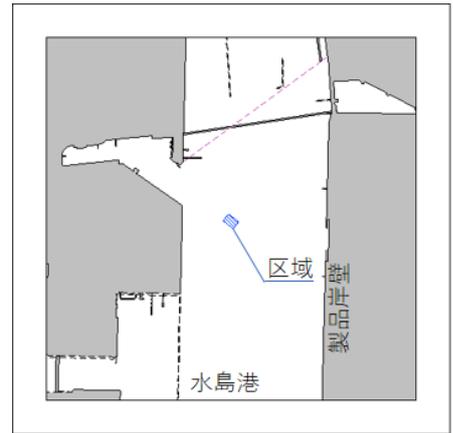
区域 4地点により囲まれる区域

(1) 34-31-09N 133-41-43E
 (2) 34-31-06N 133-41-47E
 (3) 34-31-04N 133-41-45E
 (4) 34-31-07N 133-41-41E

備考 (1) 作業はグラブ浚渫船(スパッド式)で実施
 (2) 大型船航行時は作業を中断し、作業船は航路幅の半分を空けるよう退避する
 (3) 警戒船を配置

海図 W1127B-JP1127B

出所 水島港長



★4年290項 瀬戸内海 — 水島港 揚土作業等

1. 海上作業

期間 令和4年6月27日～7月8日、9月26日～30日(予備日を含む)の日出～日没

区域1 5地点を結ぶ線及び陸岸で囲まれる区域

(1) 34-29-22N 133-41-00E
 (2) 34-29-22N 133-41-05E
 (3) 34-29-08N 133-40-58E
 (4) 34-29-08N 133-40-42E
 (5) 34-29-15N 133-40-42E

備考 排砂管及び作業船の設置及び撤去作業

2. 揚土作業

期間 令和4年6月27日～9月30日(予備日を含む)

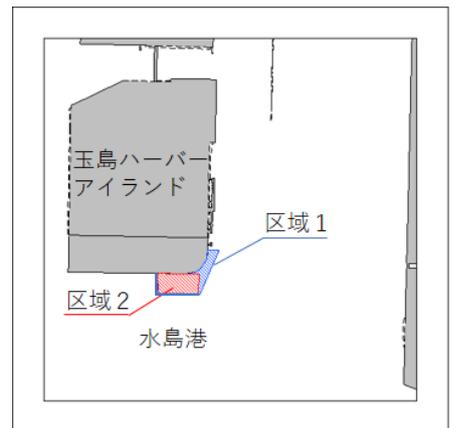
区域2 5地点を結ぶ線及び陸岸で囲まれる区域

(1) 34-29-15N 133-40-53E
 (2) 34-29-15N 133-40-57E
 (3) 34-29-08N 133-40-57E
 (4) 34-29-08N 133-40-42E
 (5) 34-29-15N 133-40-42E

備考 (1) 区域内に排砂管が設置され、黄色灯付浮標で表示
 (2) 作業船のアンカー位置に黄色灯付浮標を設置

海図 W1127B-JP1127B

出所 水島港長



★4年291項 瀬戸内海 — 尾道糸崎港付近、百島西岸 地盤改良工事

六管区水路通報4年18号221項削除

期間 令和4年8月20日までの日出～日没

区域 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-22-34N 133-15-29E(岸線上)
- (2) 34-22-31N 133-15-19E
- (3) 34-22-32N 133-15-12E
- (4) 34-22-45N 133-15-10E
- (5) 34-22-47N 133-15-27E(岸線上)

備考 (1) 夜間、作業船は四隅に黄色灯を設置して区域内に停泊し、アンカー位置及びアンカーワイヤーが水面下5mとなる位置に黄色灯付浮標を設置

(2) 潜水作業を伴う

(3) 警戒船を配置

海図 W114-W103-W1118

出所 第六管区海上保安本部



★4年292項 瀬戸内海 — 壬生川港及び付近 水路測量

期間 令和4年6月27日～7月15日の内2日間

区域 4地点により囲まれる区域

- (1) 33-57-36N 133-08-00E
- (2) 33-56-59N 133-07-35E
- (3) 33-57-01N 133-07-31E
- (4) 33-57-38N 133-07-56E

備考 作業船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚

海図 W1236

出所 第六管区海上保安本部



★4年293項 瀬戸内海 — 壬生川港及び付近 シーカヤック大会

期間 令和4年6月26日の0700～0930

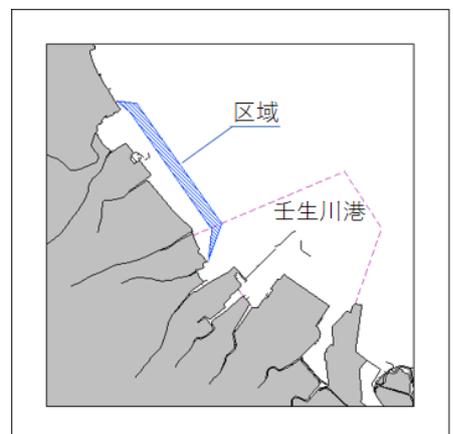
区域 6地点により囲まれる区域

- (1) 33-59-04N 133-03-54E(岸線上)
- (2) 33-59-02N 133-04-14E
- (3) 33-57-30N 133-05-32E
- (4) 33-57-02N 133-05-20E(防波堤先端)
- (5) 33-57-26N 133-05-23E
- (6) 33-58-56N 133-04-08E

備考 警戒船を配置

海図 W1236-W1128

出所 第六管区海上保安本部



★4年294項 瀬戸内海 — 呉港付近、音戸ノ瀬戸 捨石撤去作業

期間 令和4年6月21日～7月23日の内4日間の日出～日没

区域 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-11-41N 132-32-12E(岸線上)
- (2) 34-11-41N 132-32-14E
- (3) 34-11-38N 132-32-13E
- (4) 34-11-38N 132-32-11E

- 備考 (1) 潜水作業を伴う
(2) 警戒船を配置

海図 W1109-JP1109

出所 第六管区海上保安本部



★4年295項 瀬戸内海 — 広島港、第1区 重量物荷役作業

期間 令和4年6月14日(予備日15日～20日)の日出～日没

区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-21-18N 132-28-29E(岸線上)
- (2) 34-21-14N 132-28-33E
- (3) 34-21-11N 132-28-26E
- (4) 34-21-15N 132-28-23E(岸線上)

- 備考 (1) 夜間、作業船は区域内に停泊し、アンカーワイヤーが水面下5mとなる位置に白色灯付浮標を設置
(2) 警戒船を配置

海図 W1112A-JP1112A

出所 広島港長



★4年296項 瀬戸内海 — 広島港、第3区 環境調査

期間 令和4年6月20日～7月10日の内2日間の日出～日没

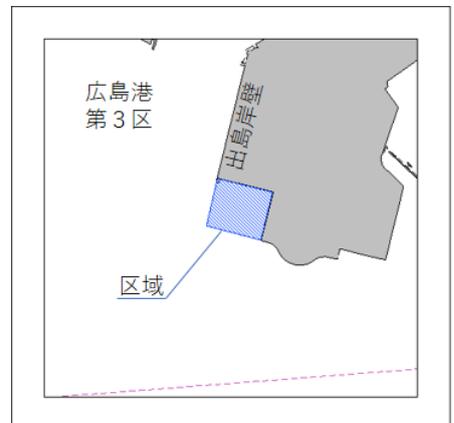
区域 3地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-20-31N 132-26-28E(岸線角)
- (2) 34-20-34N 132-26-14E
- (3) 34-20-44N 132-26-17E(岸線角)

- 備考 (1) 潜水作業を伴う
(2) 警戒船を配置

海図 W1112A-JP1112A

出所 広島港長



★4年297項 瀬戸内海 — 広島湾、能美島西岸 シーカヤック大会

期間 令和4年6月12日の0700~1000

区域 4地点により囲まれる区域(陸域を除く)

(1) 34-13-24N 132-23-19E(岸線上)

(2) 34-14-06N 132-21-04E

(3) 34-14-34N 132-21-04E

(4) 34-14-38N 132-21-30E

備考 警戒船を配置

海図 W1112B-JP1112B-W113-W142-JP142

出所 第六管区海上保安本部



★4年298項 瀬戸内海 — 広島湾、柱島北西方 海上訓練

期間 令和4年6月21日、22日の0800~1800

区域 4地点により囲まれる区域

(1) 34-04-00N 132-22-30E

(2) 34-02-00N 132-22-30E

(3) 34-02-00N 132-20-00E

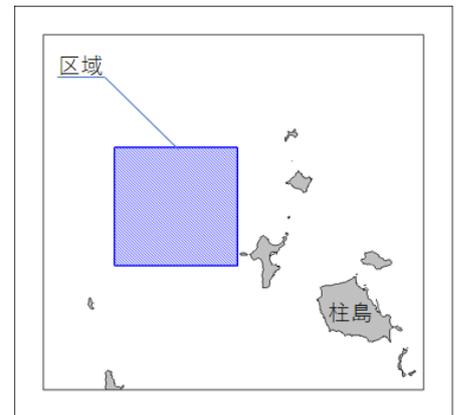
(4) 34-04-00N 132-20-00E

備考 (1) 海上自衛隊による水中無人機の運用訓練

(2) 潜水作業を伴う

海図 W142-JP142-W1108-JP1108

出所 第六管区海上保安本部



★4年299項 瀬戸内海 — 屋代島、小泊湾 魚礁設置

区域 6地点により囲まれる区域

(1) 33-54-55.2N 132-24-06.7E

(2) 33-54-53.5N 132-24-05.3E

(3) 33-54-54.1N 132-24-01.9E

(4) 33-54-55.5N 132-23-58.8E

(5) 33-54-57.0N 132-23-59.2E

(6) 33-54-55.8N 132-24-01.7E

備考 (1) 石材、高さ約1.4m

(2) 鋼製、高さ約1.3m、15基

海図 W1131-W140-W142-JP142-

W1102-JP1102-W1108-JP1108

出所 第六管区海上保安本部

